

○品田委員長 ただいまより、民生常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員です。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、1、請願・陳情議案の審査についてを議題といたします。

陳情第17号、あはき・柔整広告ガイドラインの適正かつ積極的な運用を求めるることについてに
関わりまして、委員の皆様から、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○品田委員長 なければ、判断できる状況にあるか各会派に確認いたします。

自民党・市民会議。

○菅原委員 判断できませんので、会派に持ち帰って検討させていただきたいと思います。

○品田委員長 民主・市民連合。

○高見委員 まだ判断できません。

○品田委員長 公明党。

○中野委員 会派内でまだ検討中でありますので、もう少しお時間いただきたいと思います。

○品田委員長 日本共産党。

○石川厚子委員 もう少しお時間いただきたいと思います。

○品田委員長 旭川市民連合。

○植木委員 会派に持ち帰って判断をしたいと思います。

○品田委員長 まだ皆さん判断できていない、会派で検討中ということでありますので、今回は保留
といたします。

次に、2、保健衛生及び病院事業に関する事項についてを議題といたします。

まず、(1) 令和7年度高齢者等新型コロナワクチン定期予防接種自己負担額の見直しについて、
理事者から報告願います。

○山口健康保健部長 令和7年度高齢者等新型コロナワクチン定期予防接種自己負担額の見直しにつ
きまして、御報告を申し上げます。

資料の令和7年度高齢者等新型コロナワクチン定期予防接種自己負担額の見直しについてを御覧
ください。4款衛生費1項保健衛生費2目予防費、予防接種費の新型コロナワクチン定期接種事業
におきましては、当初予算において議決をいただき、予算措置をされているところですが、
本年4月に入り、国から令和6年度において活用していた助成金が今年度は廃止されるとの連絡を
受けたところでございます。これにより、国からの1件当たり8千300円の助成金が見込めなく
なることから、各自治体において自己負担額を見直す動きがあり、本市においても、他都市の状況
を踏まえつつ検討した結果、本市の市民税課税世帯の自己負担額について、当初の1万1千600
円を国が示した自己負担額の上限額及び標準的なワクチン代の値上がり分を考慮し、6千900円
に見直すことにしたところであります。

なお、自己負担額減額に係る財源につきましては、当該事業内の委託料について、前年度の実績
等を踏まえながら改めて算定したところ、当初予算計上額である3億7千450万8千331円内

において対応できる見込みでありますことから、新たな予算措置はしないものとしております。

健康保健部に関連する報告につきましては、以上でございます。

○品田委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○品田委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、(2) 市立旭川病院における許可病床数削減に伴う病床数適正化支援事業補助金の内示について、理事者から報告願います。

○木村市立旭川病院事務局長 市立旭川病院における許可病床数削減に伴う病床数適正化支援事業補助金の内示につきまして、配付資料に基づき御報告を申し上げます。

本件につきましては、国において、病床数適正化支援事業補助金が新設され、当院として、当該補助金の活用の意向を示しておりましたところ、8月12日付で内示がありましたことから、本日の常任委員会で報告するものでございます。

それでは、資料を御覧ください。まず、1、病床数適正化支援事業についてであります。これは昨年度になりますけれども、令和6年度における国の補正予算において、厚生労働省の医療施設等経営強化緊急支援事業メニューの一つとして新設され、予算については、国において令和7年度へ繰越しをされておりまして、令和7年9月30日までに病床削減を行う医療機関に対し、削減した1病床につき410万4千円が支給されるというものでございます。

次に、2、これまでの経過についてになりますが、令和7年2月28日に北海道から事業計画、活用意向調査になりますけれども、こちらの提出依頼がありまして、3月13日に当院から北海道に対して事業計画を提出しております。その後、5月29日に、北海道から第1次内示がありましたが、その際の資料によると、道内における活用意向が4千862床あった中、第1次内示での配分対象は352床とされております。これは、北海道をはじめ全国において、国の想定以上の事業計画、削減病床数になりますけれども、こちらが提出されたことによりまして、当初2月の調査段階では示されていなかった算定方法が新たに示され、これにより算定した結果、当院を含む公立病院は対象外となるなど、配分対象がごく一部に限定されたものでございます。

この算定方法の主な内容を申し上げますと、一般会計の繰入れ等がない医療機関であること、つまり公立病院以外と、また、1医療機関当たりの給付は50床を上限とすることなどとなっております。

このような状況を受けまして、6月の上旬には北海道市長会において、国等に対し当該補助金の十分な財源の確保と、算定方法の見直しについて要望活動が実施されましたほか、資料に記載はありませんけれども、当院が加入しております全国自治体病院協議会などにおいても同様の要望活動が行われております。こうした中、8月12日に北海道から第2次内示がありまして、1医療機関当たりの給付は10床を上限とする等の算定方法の見直しが実施され、当院に対して支給予定額が示されたというところでございます。

次に、3、今回の内示についてになりますが、対象病床数は10床、支給予定額につきましては、4千104万円となっております。

最後に、4、当院における対応についてになりますけれども、今回、この補助金の活用につきま

しては、現在の厳しい財務状況を踏まえまして、病床稼働率向上の観点から検討したものでございまして、3月の活用意向調査におきましては、非常にタイトなスケジュールの中、ここで手挙げをしておかなければ、今後、活用ができないということもございまして、最大値として、休床分82床を含む116床を削減する事業計画を提出したところでございます。しかしながら、結果として、10床のみの対象となりましたことから、今回につきましては、現在稼働していない休床分10床の削減につきまして、条例改正等の所要の手続を進めていく予定でございます。なお、今回の第2次内示によりまして、国の予算は全て執行されるものと伺っておりますけれども、今後につきましては、当該補助金に関わります国の動向を注視するとともに、当院の患者動向なども見極めながら、引き続き検討を加えていく考えでございます。

説明は以上になります。よろしくお願ひ申し上げます。

○品田委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○品田委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、3、清掃及び環境に関する事項についてを議題といたします。

（1）中園廃棄物最終処分場の廃止について、理事者から報告願います。

○太田環境部長 中園廃棄物最終処分場の廃止について御報告をさせていただきます。中園廃棄物最終処分場につきましては、昭和54年から平成15年までの約24年間、供用していた処分場でございますが、埋立て終了から約22年が経過する中で、埋立地が安定化したことが確認できましたことから、説明会等を開催し市民の意見などを伺いながら、このたび廃止するに至ったものでございます。

本施設の廃止につきましては、これまで、本年4月、5月、6月の民生常任委員会で、その状況や経過について御報告してきた案件でございますが、委員改選がございましたので、改めて資料に基づき、これまでの経過から簡単に御説明をさせていただきます。

資料を御覧ください。まずは、中園廃棄物最終処分場監視委員会での評価についてであります。この監視委員会会議は、処分場の適正な維持管理を行うために設置された学識者や地域住民などで構成された附属機関であり、定期的に埋立地の状況を確認していただいておりましたが、本年2月の調査結果をもって廃止基準を満足する水準となったことから、3月14日に開催されました会議におきまして、現在の状態まで埋立地が安定化していれば、廃止しても問題ないと評価されたものでございます。

この評価を受けまして、4月4日に開催されました民生常任委員会で、市として今後、説明会を開催するなど、地域の意見を聞きながら廃止に向けた手続を進めていく旨、説明をさせていただきましたが、その際に、これまでの環境調査の結果などについても、資料の提出を求められたものでございます。

その後、4月26日には嵐山中央会館と江丹別公民館の2か所で、地域住民だけでなく、広く市民を対象に中園廃棄物最終処分場の現況等に関する説明会を開催し、計31人の方々の御参加の下、中園廃棄物処分場の現況や安全性の評価などについて説明を行いましたが、廃止についての反対意見等はございませんでした。

この結果につきましては、5月9日の民生常任委員会において報告し、引き続き、説明会の結果などをホームページなどで広く市民にお知らせし、廃止についての意見を伺いながら、最終的に廃止の可否を判断する旨、説明をさせていただくとともに、提出した環境調査結果の説明なども行わせていただいたものでございます。

その後、5月15日に江丹別地域の全世帯へ配布してございます処分場だより、それとホームページにて説明会の内容や結果を説明し、処分場の廃止について意見等を広く求めたものでございますが、特に反対の意見等はなかったことから、6月9日の民生常任委員会で、その結果について報告し、廃止確認申請を行う旨を説明させていただきました。

こうした経過を経て、本年6月17日付で本市の環境指導課へ廃止確認申請書を提出し、7月24日付で廃止基準に適合している旨の通知があり、同日付で中園廃棄物処分場を廃止したところでございます。

次に、2、今後についてでございます。こちらにつきましても、これまでの民生常任委員会で御説明をさせていただいてございますが、中園廃棄物処分場の廃止後の管理につきましては、附属機関会議や説明会などの意見を踏まえ、排水路のルートの切替えや必要不可欠な環境調査の継続、敷地管理の実施など、6つの事項について取組を進めてまいります。このうち、排水ルートの切替え方法につきましては、現在の水処理施設を経て放流されるルート、ポンプを使わずに自然流下で直接河川に放流できるよう、資料の図面にございますように、緑色の矢印で示した既設水路の排水ルートを赤色の矢印で示すルートに切り替えるものでございますが、水質が悪化した場合、下流調整池へ一時的に貯留できる仕組みとしてございます。放流ルートの切替えは、維持管理費削減につながることから、早期に実施したいと考えてございまして、第3回定例会で補正予算を提案させていただき、年度内の工事完了を目指していきたいと考えてございます。

なお、環境調査の継続については、調査規模を縮小しながら、浸出水、発生ガス、地中温度の調査を継続し、ホームページなどで調査結果を公表していく考えであり、敷地管理の実施については、環境調査などに関わる最低限の草刈りと除雪を実施し、施設撤去については今後、解体に必要な実施設計等を行いながら、撤去スケジュールを検討してまいります。また、跡地復元につきましては今後地域と協議しながら検討を進めていくものとし、監視委員会についても、地域と調整しながら、条例の改正を含めて、その運用の在り方について検討していく予定でございます。

環境部からの報告は以上でございます。

○品田委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○品田委員長 なければ、この件に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、4、その他の（1）民生常任委員会行政視察の委員派遣についてを議題といたします。配信しております委員派遣承認要求書（案）のとおり、記載の調査のため、議長に対し委員派遣の承認要求を行うことによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○品田委員長 そのように決定し、議長に委員派遣承認要求書を提出することといたします。

なお、やむを得ない事情など、都合により変更が生じた場合の取扱いについては、委員長に一任

願うことによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○品田委員長 それでは、そのように扱わせていただきます。

以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○品田委員長 それでは、本日の委員会は、これをもって散会いたします。

散会 午前10時17分